

民法上の扶養義務の種類と程度

夫婦	未成熟子に 対する親	直系血族 (親子・祖父母・孫etc)	兄弟姉妹	3親等内の親族 (おじ・おば・甥・姪)
民法752条	民法877条1項			民法877条2項
絶対的扶養義務者				相対的扶養義務者 (家裁が調停または 審判で「特別事情」あり と認めた場合)
生活保持義務 (強い扶養義務)		生活扶助義務 (弱い扶養義務)		
扶養義務者が文化的な最低限度の生活水準を維持した 上で、余力があれば、自身と同程度の生活を保障する 義務 (一片のパンを分かち合う義務)		扶養義務者とその同居の家族が、 その者の社会的地位にふさわしい生活を成り立たせた上で、 なお余裕があれば援助する義務		
婚姻費用 (民法760条)	養育費 (民法766条1項)	扶養料		

2021年8月10日 第12回生活保護問題議員研修会 講座B「なくそう!“不要”な“扶養照会”」における

小久保哲郎弁護士 (生活保護問題対策全国会議 事務局長) の資料から松崎が作成